

ひとつながり みんなでつくる やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都

概要版 京都市人権文化推進計画【改訂版】(案) ※

皆様からの御意見をお待ちしています！

「人権の世紀」と言われる 21 世紀。

京都市は、日本初の人権宣言といわれる全国水平社宣言が行われ、また、世界文化自由都市を宣言し、世界の人々が、平和のうちに、人種、宗教、社会体制の違いを超えて、自由な文化交流を行うことを理想に掲げ、住む人や国内外から訪れる人、全ての人々が、互いに認め合い、つながりを持ち、支え合いながらいきいきと暮らせる「人権文化の息づくまち・京都」を目指して、市民ぐるみで、人権問題の解決に取り組んできました。

人権尊重の意識は高まっている一方で、いじめや虐待、街頭でのヘイトスピーチ、インターネット上での人権侵害など、人権の課題は複雑で多様となっており、また、長時間労働など働き方に関わる問題やハラスメント、LGBT等の性的少数者、ひきこもりなどの地域社会からの孤立などについて関心が高まっています。

このような人権を取り巻く状況を背景に、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法などの法整備も進んでいます。

これらの社会状況の変化に対応するため、平成 27 年度からの十年間の人権施策の羅針盤である「京都市人権文化推進計画」について、中間年度となる今年度に改訂を行いますので、市民の皆様からの御意見を募集します。

※ このパンフレットは概要版です。「京都市人権文化推進計画【改訂版】(案)」の全文は、共生社会推進室人権文化推進担当のホームページ (URL) に掲載しています。

パブリックコメントの概要

募集期間

- 令和元年 11 月 18 日 (月) ~ 令和元年 12 月 17 日 (火) 【必着】



パプコメくん

提出方法

- 郵送、FAX、電子メール又はホームページの意見募集フォームで御提出ください。
様式は自由です。本冊子の記入用紙 (12 ページ) も御利用いただけます。

問合せ先及び提出先

〒604 - 8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町 65 京都朝日ビル 8 階
京都市文化市民局共生社会推進室人権文化推進担当

電話：075 - 366 - 0322 / FAX：075 - 366 - 0139

電子メール：jinken@city.kyoto.lg.jp



御意見の取扱い

- この意見募集で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。
- いただいた御意見につきましては、募集の終了後に、御意見の概要及び御意見に関する本市の考え方を取りまとめ、上記のホームページにて公表します。
- なお、いただいた御意見に対する個別の回答は行いません。また、御提出いただいた書類の返却はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

「京都市人権文化推進計画」の改訂の考え方について

計画の中間年度となる今年度の改訂に当たっては、計画の基本理念や方針、構成を踏まえながら、計画策定時以降の社会状況の変化や人権に関する市民意識調査（平成30年11月実施）の結果に対応するため、人権の各重要課題における改訂を中心に行い、本市の人権施策をより総合的、効果的に推進します。また、計画に着実に取り組むことで、「誰ひとり取り残さない」持続可能な社会を目指す国連の取組目標「SDGs」の達成に貢献していきます。

第1章 基本的な考え方

第1章では、計画が目指すものや進め方などを掲げています。

計画の目標～令和6（2024）年の目指す姿

- ・ 市民や企業などが、人権文化の息づくまちを目指して、家庭、地域、職場において自ら行動している。
- ・ ひとりひとりが可能性を伸ばし能力を発揮できるよう、お互いを認め、つながりを持ち、支え合っている。
- ・ 人権に関わる問題が起きたときに、安心して相談ができ、助けを受けられる。



基本方針

- 1 市民と協働し、まちに人権文化を根付かせ人権侵害を許さない土壌づくりを進めます。

高齢者の単身世帯や、ひきこもり、子育て・介護等を一人で担い疎外感を深める人など、適切な支援につながらず、社会や地域から孤立しやすい人の増加が懸念されています。いわゆるごみ屋敷問題においても、地域社会における孤立が背景となっている場合があります。人権文化の土壌をつくることは、このような孤立しやすい人に気づき、見守り、つながりを持ち、支え合う意識と行動につながるものと言えます。

- 2 京都市では、人権尊重の理念をあらゆる行政分野の基調として、施策を進めます。
- 3 世の中の変化に注意しながら、状況に応じた取組を進めます。
- 4 関係する部局が縦割りをなくし、力を合わせながら総合的に取組を進めます。

第2章 各重要課題

第2章では、人権に関わる各重要課題について、今後の施策のあり方などを掲げています。



【女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり】

女性、男性が共に等しく個人として尊重され、あらゆる場において共に責任を担いつつ、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、雇用・意思決定の場・家庭生活などへの男女の均等な参画を促進するとともに、重大な人権侵害であるDV等の根絶に向けた取組を進めます。

新規・改善等施策（抜粋）

（DV対策）

- デートDV等、若年層を対象とする予防啓発の拡充
- DV対策と児童虐待対策との連携強化

（女性活躍の推進）

- 経済団体等と行政が連携して設置した「輝く女性応援京都会議」のもと、女性活躍の取組を推進

（啓発・広報）

- 家事・子育て・介護等の家庭生活における男性の主体的な参画の促進

参 考

- ・ 京都市の女性の就業率が上昇，特に25～39歳の女性の就業率が75%以上となるなど，いわゆる「M字カーブ」も解消傾向
- ・ 女性の非正規雇用の割合は高く（56.1%），企業等の女性管理職等の割合は依然として低い（部長級約7%，課長級約11%）【平成30年厚生労働省調査】
- ・ 女性の職業生活における活躍を推進し，豊かで活力ある社会の実現を図るため「女性活躍推進法」が平成27（2015）年に施行
- ・ DV相談件数は，ここ数年全国で10万件超。平成30年度の「京都市DV相談支援センター」における相談件数は5，788件と過去最多

【子どもを共に育む社会づくり】

「子どもを共に育む京都市民憲章」に基づく実践を社会のあらゆる場に広げるとともに，「子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり」，「いじめや児童虐待対策の推進」，「ひとり親家庭や貧困家庭等の子どもや若者，その家庭への支援」，「ニートやひきこもりなど困難な状況にある子どもや若者への総合的な支援」などの取組を進めます。

新規・改善等施策（抜粋）

（児童虐待対策の推進）

- 児童相談所及び各区役所・支所子どもはぐくみ室における取組や関係機関との連携強化による，適切かつ効果的な家庭支援を行う仕組みづくりの推進
- DV対策と児童虐待対策との連携強化（再掲）

（子育て家庭への支援）

- 子育て家庭共通の支援施策に加え，ひとり親家庭や貧困家庭等の子ども・若者など固有の課題やニーズのある家庭に対する，ニーズに応じたきめ細かな支援の推進

参 考

- ・ 平成30（2018）年の全国における児童相談所での児童虐待相談対応件数が過去最多（159，850件（速報値））。本市の相談・通告件数も過去最多の2，128件

【高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり】

長寿社会への理解と認識を深め，世代を超えてつながりを持ち，支え合う意識の共有を図るとともに，認知症施策や権利擁護の充実，虐待の早期発見・対応の取組などを進め，高齢者の尊厳が保たれ，心身共に健康で充実した「幸」年齢を送ることができ，高齢者ひとりひとりが，自らの意思に基づき，住み慣れた地域で，いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」をみんなで作ります。

新規・改善等施策（抜粋）

（認知症施策）

- 認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等の関係機関の連携の推進

（消費者被害の防止）

- 出前講座等による被害予防の周知や、適切に相談窓口等につなぐための、各地域での福祉、消費者行政等の関係機関相互の情報交換や連携の推進

（学校教育）

- 中学生が高齢者福祉施設等で職場体験・勤労体験を行う「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業等を実施

参 考

- ・ 団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年には、本市のひとり暮らし高齢者世帯数は、平成27（2015）年の8万6千世帯から11万1千世帯へ増加と推計
- ・ 本市の認知症高齢者数は、平成29（2017）年の6万4千人から9万3千人へ増加と推計

【障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり】

「障害者差別解消法」を踏まえ、「障害」は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているとする「社会モデル」の考え方の下、障害のある人への理解促進や権利擁護の推進、社会参加・交流促進の環境づくり、相談支援体制の強化等を進め、障害のある人もない人も、全ての人々が違いを認め合い、つながりを持ち、支え合う、すべての人を包み込むまちづくりを推進します。

新規・改善等施策（抜粋）

（障害のある人の権利擁護の促進）

- 障害を理由とする差別に関する相談への的確な対応
- 相談対応事例を踏まえた取組の推進（障害者差別解消支援地域協議会の運営など）

（社会参加・交流の促進）

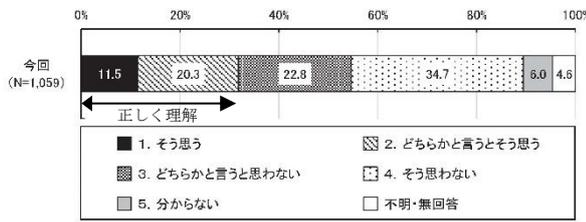
- 障害のある人の創作活動を支援する担い手の育成や作品発表の場の確保等の取組の推進
- 手話言語条例に基づく、手話に対する理解促進及び手話の普及等の推進

（啓発）

- 障害者差別解消法に定められた「不当な差別的取扱い」の禁止、「合理的配慮」の提供やこれを的確に行うための「環境の整備」の必要性への理解を深める啓発活動の推進

参 考

- 平成28（2016）年に、障害のある人もない人も共に同じように社会で生活していく共生社会の実現に向け、「障害者差別解消法」が施行
- 「人権に関する市民意識調査（平成30年11月実施）」（以下「市民意識調査」という。）において、「不当な差別的取扱い」について正しく理解している人の割合は約3割



（質問項目：）施設の管理者が、「安全の確保」を理由に、耳の不自由な人の利用には「聞こえる人の付添い」を条件とすることは、「差別」に当たる

【ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組】

「部落差別解消法」を踏まえ、人を「生まれ」や住んでいる地域を理由として差別する行為を許さない社会づくりを目指して、市民との協働により、人権意識の高揚に向けた人権教育・啓発の取組を引き続き進めます。

新規・改善等施策（抜粋）

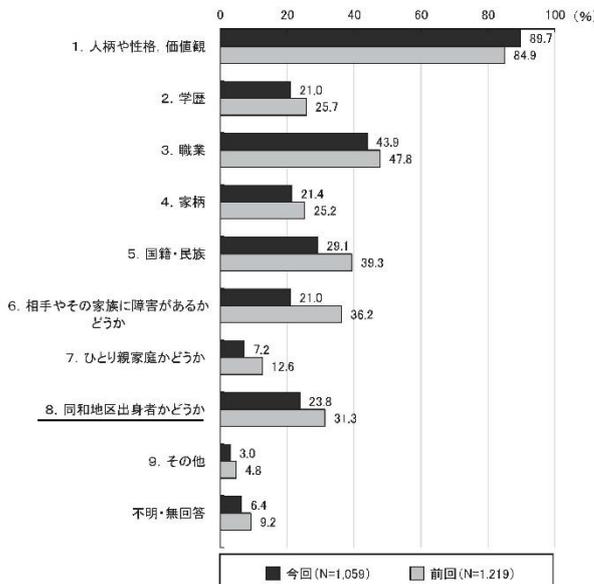
（携帯電話・スマートフォン・インターネット）

- 京都府と連携したインターネット上の人権侵害に係る書込みの法務省への削除要請

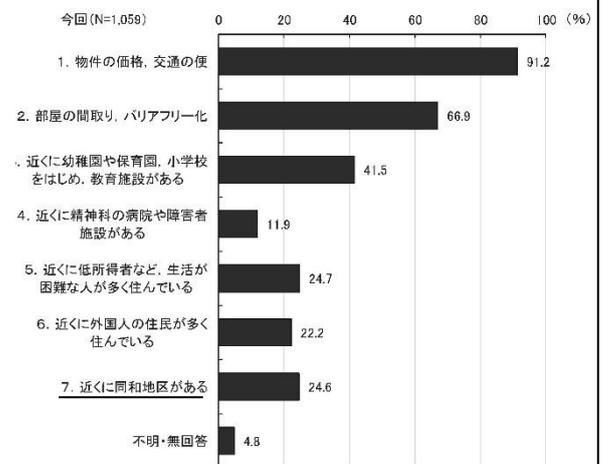
参 考

- 平成28（2016）年12月に、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現に向け、「部落差別解消法」が施行
- 「市民意識調査」において、住宅購入や結婚などの日常の生活場面において、「気になる」という人の回答が、減少傾向にあるものの、依然として2割を超えている。

（質問項目：）結婚相手を考える際に気になること（本人の場合）



（質問項目：）住宅を選ぶ際に気になること



【多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重】

多様な国籍、文化的背景を持つ人を含めたあらゆる人々が知識や能力をいかして地域社会で活躍することにより、より豊かな生活を送れ、また、来訪者が安心して過ごせるまちづくりを進めます。また、「ヘイトスピーチ解消法」を踏まえ、多文化を尊重し、特定の民族や国籍に対する不当な差別を許さない啓発の取組を進めます。

新規・改善等施策（抜粋）

（生活支援）

- 外国籍市民の方の在留手続・雇用・医療・福祉・出産・子育て・子どもの教育等の相談に対して適切な窓口案内等を行う「京都市外国籍市民総合相談窓口」の運営

（多文化共生の地域づくり）

- 企業等における外国人材の受入れニーズの的確な把握及び外国籍市民と市民生活や地域コミュニティの調和等による、誰もが暮らしやすい社会の実現や、地域活性化の取組の推進
- 「ヘイトスピーチ」等に対して、関係機関・団体と緊密に連携し適正に対応し、多文化を尊重し、差別を許さない意識啓発・人づくりの推進

（観光客の受入）

- 多様化する外国人観光客のニーズに応じた多言語でのきめ細やかな情報発信の推進
- 観光事業者等を対象とした外国人観光客等についての理解を深めるための取組の推進

参 考

- ・ 平成31（2019）年に、外国人労働者受入れ拡大を目指す、改正「入国管理及び難民認定法」が施行（本市の外国籍の住民基本台帳登録者数46,451人（平成30年12月末時点））
- ・ 平成28（2016）年に、不当な差別的言動のない社会の実現に向け、「ヘイトスピーチ解消法」が施行（「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続に関するガイドライン」を平成30（2018）年に策定）
- ・ 本市の外国人宿泊者の実人数が450万人（平成30年）と過去最高（5年間で約4倍増加）

【安心して働き続けられる職場づくり】

働く意思のある人が、安心して働くことができ、また、その能力を十分発揮して、やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、社会貢献などにおいても、生きがいと充実感を得て人生が送れる職場の環境づくりを働き掛けます。

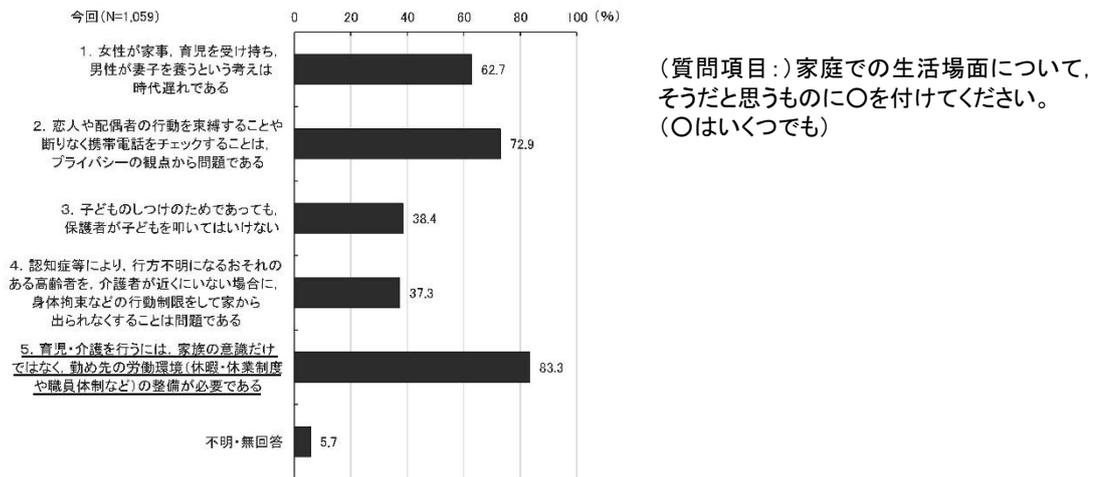
新規・改善等施策（抜粋）

（真のワーク・ライフ・バランスの促進）

- 長時間労働の解消や多様で柔軟な働き方の促進などに率先して取り組む企業の先進事例の発信
- 家事・子育て・介護等の家庭生活における男性の主体的な参画の促進（再掲）

参 考

- 平成30（2018）年に長時間労働の是正，多様で柔軟な働き方の実現等のために「働き方改革関連法」が成立（平成31（2019）年4月から適用）
- 令和元（2019）年にパワーハラスメント防止，セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの対策強化を図る「男女雇用機会均等法」等が改正
- 介護・看護を理由とした離職者は全国で約10万人（平成30年度）。介護をしながら働いている人は，平成25年度から平成29年度までの5年間で約55万人増加
- 「市民意識調査」で，育児・介護のために労働環境の整備が必要と考える人は8割超



【感染症患者等の人権尊重】

「正しい知識と感染症患者等の人権擁護のための普及啓発及び教育の推進」，「相談体制，関係機関連携の充実及び人材育成」，「市民が受けやすい検査体制の整備」などの取組を進め，HIV陽性者等の感染症患者に対する偏見・差別のない「共に生きる社会」の実現を目指します。

【犯罪被害者等の人権尊重】

京都市犯罪被害者等支援条例に基づき，犯罪被害者やその家族又は遺族が元の平穏な生活を取り戻すため，社会全体でしっかりと支え，また，ひとりひとりが犯罪被害者の置かれている状況を理解し，全ての市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

【刑を終えて更生を目指す人】

「やり直すことができる社会と安心安全なまちの実現」に向け，「京都市再犯防止推進計画（仮称）」を策定し，罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を社会全体が認め，支えることにより，社会復帰を促進する取組を推進します。

新規・改善等施策（抜粋）

（再犯防止対策）

- 「京都市再犯防止推進計画（仮称）」に基づき，就労・住居の確保に向けた支援や，保健医療・福祉サービスの利用促進，市民や地域社会の関心と理解を深めるための広報・啓発などの取組を推進

参 考

- ・ 刑法犯に占める再犯者の割合（再犯者率）は、近年増加傾向にあり、国においては、平成28年12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、平成29年12月に「再犯防止推進計画」が策定され、官民一体となった再犯防止対策を推進

【ホームレスの人権尊重と自立支援】

路上生活等の解消に向けた「総合的な支援」、「自立支援施策の推進」、「居宅生活を継続させるための支援と地域社会における理解」などの取組を進め、「ホームレス自らの意思で安定した生活を営めること」を目標に取組を進めます。

【高度情報化社会における人権尊重】

安心してインターネットを利用するための環境づくりに取り組むとともに、個人のプライバシーを守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の取組を進めます。

新規・改善等施策（抜粋）

（携帯電話・スマートフォン・インターネット）

- 京都府と連携したインターネット上の人権侵害に係る書込みの法務省への削除要請（再掲）
（教育）
- 授業プログラム「携帯情報通信機器に関する学習・啓発プログラム」（スマホ学習）の実施

参 考

- ・ 平成30年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、過去2番目に多い件数（1,910件）

【LGBT等の性的少数者の人権尊重】

多様な性の在り方を相互に認め合える、差別や偏見のない共生社会の実現に向け、性的少数者への理解促進や、性的少数者の生活における困難の解消を目指し、社会参加を促進するための取組を進めます。

新規・改善等施策（抜粋）

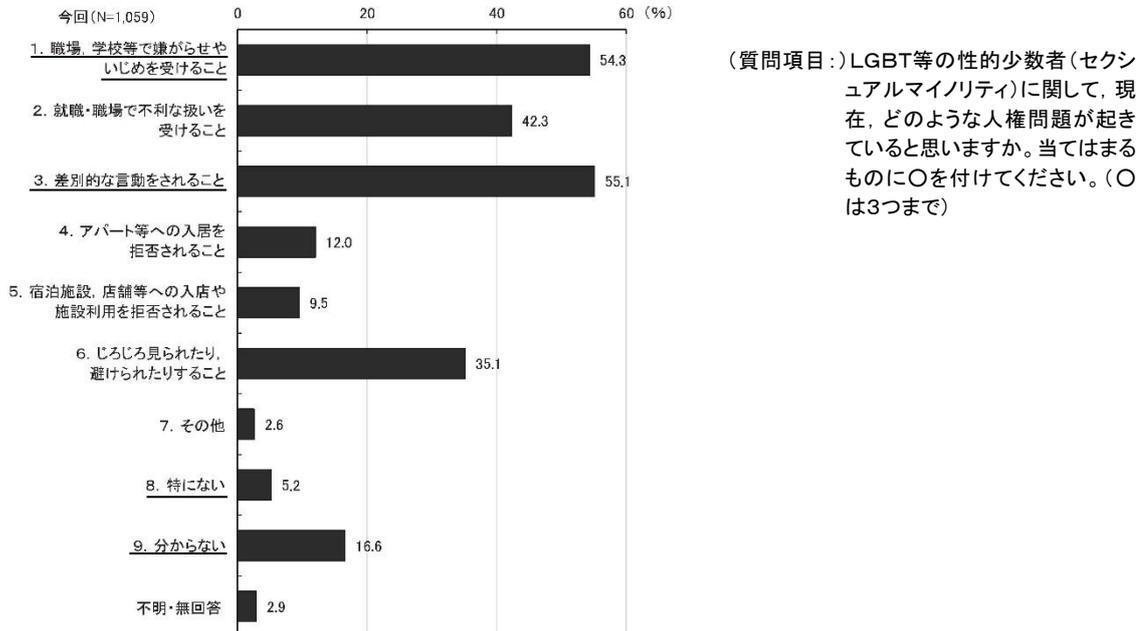
（理解促進・支援）

- 啓発リーフレットや講座等を活用した、性の多様性や性的少数者について理解を深めるための市民・企業への啓発活動の推進
- 性的少数者についての教職員の正しい理解促進及び、学校園における性的少数者に対するきめ細かな対応の促進
- 当事者や関係者からの意見聴取などによる性的少数者の困難の状況把握と、その解消に向けた有効な方策の検討・推進
- 性的少数者の人権も含めた社会的課題や困難の緩和に向けた文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業の推進

参 考

- ・ 「市民意識調査」において、LGBT等の性的少数者に関する人権課題の設問では、「差別的な言動をされること」、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が5割超

一方で「特にない」、「分からない」と答えた人が合わせて2割超



【様々な課題】

社会情勢の変化等に伴い、新たに顕在化してきた人権課題について正しく理解され、解決が図られるよう、教育・啓発活動を推進するとともに、当事者の状況も踏まえながら、社会全体で支え、共に将来に目を向けて歩んでいける社会を目指して取り組みます。

(アイヌの人々)

令和元(2019)年5月に、アイヌの人々を「先住民族」と明記した「アイヌ民族支援法」が施行されました。

(婚外子)

(北朝鮮当局による拉致問題等) 新規

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。本市においても、拉致問題の周知・啓発を行っています。

(東日本大震災等に起因する人権問題)

第3章 人権施策の推進

1 教育・啓発

市民ひとりひとりが、自分や周りの人の人権の大切さを知り、人権文化をつくっていくために、人権教育・啓発の取組を市民、企業、関係機関・団体などと協力して、対象に応じて、きめ細かく効果的に進めていきます。

(1) 人権教育

家庭教育

「京都はくくみ憲章」の実践等を通じ、大人も子どもも人権感覚を高める家庭教育の推進

学校などでの人権教育

人権の大切さを理解し、尊重する行動がとれる子どもの育成

社会教育

人権問題を社会全体の問題とした人権尊重の機運づくり

(2) 人権啓発

市民への啓発

人権に対する関心を高め、「市民との協働による学習機会の提供」や、市民の「自主的な取組の支援」に重点を移行

企業・団体等への啓発

真のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活、地域種別の調和）の実現やハラスメント防止など、社会的責任として主体的に人権の視点で取り組む企業等を支援

京都市は「学生のまち」です。学生や大学への情報提供、学生の取組への支援のほか、学生と連携した事業も行っていきます。

具体的な取組例

- ・ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した情報の発信
- ・ライフステージや人権上の課題に応じた啓発活動の実施

2 保障

人権侵害を受けている人や人権が侵されやすい人々の状況を改善していくため、それぞれの各重要課題について、京都市の分野別計画等の取組に基づいて進めます。

3 相談・救済

市民が、人権上の問題が起きたときの相談体制を充実し、その周知と関係機関のネットワークを強化することで、窓口が十分に活用され、円滑な相談・救済が行われるよう努めます。

- 各種の相談に応えられる体制の充実
- 相談・救済に関わる関係機関等による連携の充実
- 人権擁護委員活動との連携強化
- 相談機関等に関する情報の周知



「人権相談マップ（令和元年度版）」

第4章 計画の推進

計画を市役所内の「人権文化推進会議」を中心に関係部局で協力して進め、国、京都府などの行政機関や企業、NPOなどとも連携します。また、外部の視点から「京都市人権文化推進懇話会」において点検、評価を行います。

「京都市人権文化推進計画【改訂版】」(案) についての御意見記入用紙

《様式は問いません。本用紙を郵送・FAX用として御利用いただけます。》

宛先

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町 65 京都朝日ビル 8 階

京都市文化市民局共生社会推進室人権文化推進担当 宛て

(F A X) 075-366-0139

(電子メール) jinken@city.kyoto.lg.jp

【年齢】 _____ 歳代

【区分】 京都市在住・京都市在勤・それ以外 (○を付けてください。)

※以上は、御意見を取りまとめる際の参考にしますので、差支えなければ御記入ください。

【御意見記入欄】 (※書ききれない場合は、別の用紙に御記入ください。)

Multiple horizontal dashed lines for writing comments.

- ◆ 「点字版」の記入用紙が必要な方は下記までご連絡ください。
- ◆ 「英語版」, 「ハングル版」, 「中国語版」の記入用紙が必要な方は下記までご連絡ください。

連絡先 京都市文化市民局共生社会推進室人権文化推進担当
 電話：075-366-0322 / FAX：075-366-0139
 電子メール：jinken@city.kyoto.lg.jp

募集締切 令和元年12月17日(火) 必着

提出方法 郵送, FAX, 電子メール又はホームページの意見募集フォーム等でご提出
ください。



発行/京都市文化市民局共生社会推進室人権文化推進担当
令和元年11月
京都市印刷物第〇〇〇〇〇〇〇号